

川崎市立川崎高等学校(全日制) いじめ防止基本方針

1、令和4年度 川崎市立川崎高校(全日制) 学校経営計画



2、「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3、いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

4、学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育みます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育成します

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・特別支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理

解させます。

- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5、重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態と言います。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「いじめにより」とは①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめがあることを意味します。

- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

- ②の「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほかの訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6、令和4年度 川崎市立川崎高校(全日制) いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長・副校長・教頭
生活部主任・総務部主任・学務部主任・特活部主任・1学年主任・2学年主任
3学年主任・部活動顧問責任者・学校評価担当
養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営における、いじめ防止に関する目標の設定、検証・・・(校長、生活部主任)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・(生活部主任)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・生活部
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・(生活部主任)
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・(特活部主任)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・(生活部主任)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・・・(生活部主任)
 - 1学年・・・・・・(有賀) 2学年・・・・・・(支援コーディネーター)
 - 3学年・・・・・・(谷)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・(養護教諭、生活部主任)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・(養護教諭)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部、生活委員会との連携・・・・・・・・・・(特活部主任、生活部主任)
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・(総務部主任)
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・(校長)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・(生活部主任)
- ・家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・・・(生活部主任)

7、令和4年度 川崎市立川崎高校(全日制) いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・職員会議・生活部会等)
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・いじめ防止標語の募集（生徒会本部・生活委員会）・ポスター制作
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・夏休み期間中の対応確認 ・教育相談週間の実施【生徒指導 点検強化月間】の取組 (生徒、保護者、担任による三者面談等)
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・学校評価への検討
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「かわさき共生・共育プログラム」効果測定アンケートの実施 ・教育相談週間の実施 (具体的な内容→生徒、保護者、担任による三者面談等)
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定アンケートの結果を受けての対応
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・冬休み期間中の対応確認
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価への検討
2	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校体制ふりかえり月間 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・春休み期間中の対応確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8. 本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会、生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
全校集会等で、生徒会役員から全校生徒に向け、他者を思いやり、互いを認め合いながら安心した学校生活が送れるように呼びかけを行う。また新入生歓迎会では、新入生と在校生の相互理解を深める。
- ・自主的な挨拶運動やクリーン活動
自主的な挨拶運動を行い、学年・学級にとらわれず交流を推進し、学校における日常生活の相互の見守りや気づきを持てるようにする。

[交流活動の活性化]

- ・授業や部活動等での施設訪問
高齢者施設、障害者施設での利用者との交流。
- ・地域の小・中学生との交流
授業での交流や部活動での技術指導等。
- ・中高連携活動
行事等において、学年縦割りによる異学年・異校種との交流、部活動等による連携。
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動
学校周辺の町内会での祭礼やイベントなど、地域の方々からの依頼による交流。

[啓発活動]

- ・情報モラル講習会の実施
警察署職員から携帯電話・インターネット等における、マナーやサイバー犯罪の種類・予防対策・対処法を学び、活用する。

保護者の取り組み（PTA 活動）

- ・学校新聞等での呼びかけ
市立川崎高校 PTA 会報「さみどり」の発行。

地域住民の取り組み

- ・地域での見守り活動
学校教育推進会議、地域教育会議を通じて、地域の方々との連携等。